三　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（令和六年九月五日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＬＰ．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

四　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和六年十月三日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＬＰ．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

五　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和七年八月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＸＥＣに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

法規的告示

〇厚生労働省告示第二百六十三号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一～四十一　（略）	一～四十一　（略）

三　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（令和四年四月十九日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法

四　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和五年八月二日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

五　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和五年十一月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

改正後	改正前
四十二　削除	四十二　ネシツムマブ静脈内投与療法　切除が不可能なＥＧＦＲ遺伝子増幅陽性固形がん（食道がん、胃がん、小腸がん、尿路上皮がん又は乳がんに限る。）
四十三～五十八　（略）	四十三～五十八　（略）

〇国土交通省告示第九百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　（略）	第一　（略）
2　高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。	2　高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。
一　共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	一　共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
二～九　（略）	二～九　（略）

附　則

この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

その他告示

〇デジタル庁告示第十一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂